

意見書第10号

玄海原発の安全性確保を求める意見書

7月におきた新潟県中越沖地震では、柏崎刈羽原発の7基すべてがストップし、放射能を含んだ冷却水が海に流れ出るなど、深刻な被害をもたらした。

室外機の火災においても、自主消防の組織ができておらず、2時間にわたって燃え続けるという異常な事態となった。

また、低レベル使用済み燃料からの流出は、当初7本と言われていたが、実際には40本にもものぼっていた。

佐賀県においては、玄海原発で4基が稼働しているが、柏崎刈羽発電所の一連の事態を他山の石として、安全確保に努める必要がある。

耐震強度でいえば玄海原発は、設計用最強地震は柏崎刈羽の6割、設計用限界地震は、同8割と低い基準になっており、よりきちんとした対応が求められている。

「県民の安全確保」の観点から、以下の点で佐賀県としての取り組みと、九州電力への要請が求められている。

- 1 玄海原発内に科学消防車、高規格救急車の常備配置を。
- 2 使用済み核燃料棒格納プールの、地震時における冷却水のオーバーフロー防止策を。
- 3 格納容器だけでなく周辺施設も含めた活断層の調査を。
- 4 非常事態でも連絡のできる通信体制の確立を。
- 5 低レベル廃棄物を収納しているドラム缶の安全な保管体制を。
- 6 過去の測定値が抹消されない震度計の設置を。
- 7 情報開示は速やかに事実を隠さずおこなうこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年12月26日

佐賀県鹿島市議会

佐賀県知事 古川 康 様